

重度後遺障害者数の推移

年度	重度後遺障害者数
元年	973
2年	1,207
3年	1,425
4年	1,492
5年	1,538
6年	1,600
7年	1,688
8年	1,653
9年	1,754
10年	1,944
11年	1,935
12年	1,922
13年	2,124
14年	2,420
15年	2,170
16年	2,060

注1. 自賠責保険の後遺障害1級～3級で支払った件数。

注2. 自動車保険料率算定会資料

等 級	後 遺 障 害
後遺障害1級	1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの
後遺障害2級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5. 両上肢を手関節以上で失ったもの 6. 両下肢を足関節以上で失ったもの
後遺障害3級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの